

改正

令和3年7月30日告示第422号

令和4年3月29日告示第144号

令和4年7月6日告示第409号

令和6年4月1日告示第234号

盛岡市障がい者福祉施設整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1 障がい者の福祉の増進を図るため、補助事業者が、障がい者福祉施設の施設整備を行う場合に必要な経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、「障がい者福祉施設」とは、次に掲げる事業所又は施設（第1号から第6号までに掲げる事業所又は施設に係る応急仮設施設（第1号から第4号までに掲げる事業所又は施設に係る応急仮設施設にあつては社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）に、第5号及び第6号に掲げる事業所に係る応急仮設施設にあつては次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（令和5年8月22日付けこ成事第428号子ども家庭庁成育局長通知）に規定する応急仮設施設をいう。以下同じ。）を含む。）をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち、療養介護（同条第6項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援の事業を行う事業所
- (2) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち、居宅介護（同条第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助又は相談支援（同条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所
- (3) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センターを除く。）

- (5) 児童発達支援事業所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）
- (6) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第5項に規定する保育所等訪問支援又は同条第6項に規定する障害児相談支援を行う事業所
- (7) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム

2 この告示において、「施設整備」とは、次に掲げる障がい者福祉施設の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる障がい者福祉施設並びにこれらの障がい者福祉施設に係る応急仮設施設 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「厚生労働省要綱」という。）第2の3(2)に規定する創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備、応急仮設施設整備及び避難スペース整備（前項第4号に掲げる障がい者福祉施設に係る避難スペース整備を除く。）
- (2) 前項第2号に掲げる障がい者福祉施設並びにこれらの障がい者福祉施設に係る応急仮設施設 厚生労働省要綱第2の3(3)に規定する創設、増築、改築、大規模修繕等、応急仮設施設整備及び避難スペース整備（前項第2号に掲げる障がい者福祉施設のうち、居宅介護及び相談支援の事業を行う事業所に係る避難スペース整備を除く。）
- (3) 前項第5号及び第6号に掲げる障がい者福祉施設並びにこれらの障がい者福祉施設に係る応急仮設施設 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこ成事第370号。以下「こども家庭庁要綱」という。）第5に規定する創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、防犯対策強化に係る整備及び応急仮設施設整備
- (4) 前項第7号に掲げる障がい者福祉施設 厚生労働省要綱第2の3(4)に規定する大規模修繕等及びスプリンクラー設備等整備

3 この告示において、「補助事業者」とは、次に掲げる障がい者福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者で、障がい者福祉施設の施設整備を実施する者として別に定めるところにより選定されたものをいう。

- (1) 第1項第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる障がい者福祉施設並びにこれらの障がい者福祉施設に係る応急仮設施設 障害者総合支援法第79条第2項又は児童福祉法第34条の3第2項の規定によりこれらの事業を実施する社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人その他の法人（以下「社会福祉法人等」という。）であること。
- (2) 第1項第3号に掲げる障がい者福祉施設及び当該障がい者福祉施設に係る応急仮設施設 地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号又は第10の7号の規定により固定資産税を課されないこととされている固定資産を所有する社会福祉法人、日本赤十字社、公益

社団法人、公益財団法人その他の法人であって、医療法人でないものであること。

- (3) 第1項第4号に掲げる障がい者福祉施設及び当該障がい者福祉施設に係る応急仮設施設社会福祉法人であること。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、補助事業者が障がい者福祉施設の施設整備に要する経費で、厚生労働省要綱にあっては別表第1-2の右欄及び別表1-6の右欄に、こども家庭庁要綱にあっては別表1-1から1-3まで及び別表5の第4欄に定める対象経費とし、これに対する補助額は、次の各号に掲げる施設整備の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

- (1) 第2第2項第1号及び第2号に掲げる障がい者福祉施設の区分に応じ、当該各号に規定する施設整備（次号及び第3号に掲げる施設整備を除く。） 次に定める額を比較していずれか低い額

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、厚生労働省要綱別表1-2の右欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄附金の収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較していずれか低い額に4分の3を乗じて得た額

イ 障がい者福祉施設の種類（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第215条第1項又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第2条第13号に規定する多機能型事業所として整備する場合は、第2第1項第1号に掲げる障がい者福祉施設（療養介護を行う事業所を除く。）又は第2第1項第5号に掲げる障がい者福祉施設のいずれかの種類）ごとに、厚生労働省要綱別表1-2の左欄に掲げる種目ごとに当該中欄に定める基準額の合計額

- (2) 第2第2項第1号及び第2号に掲げる障がい者福祉施設の区分に応じ、当該各号に規定する施設整備（地域交流スペース（社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について（平成17年10月5日付け社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する地域交流スペースをいう。以下同じ。）の整備を伴う施設整備に限る。） 次に定める額を比較していずれか低い額に、地域交流スペースに係る額を除いて前号に定めるところにより算出した額を加えた額

ア 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄附金その他の収入額を控除した額

イ 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

ウ 次に掲げる地域交流スペースの区分に応じ、それぞれ次に定める基準額

(ア) 防災拠点型地域交流スペース 3,830万円（防災拠点型地域交流スペースと一体的に設

置される設備を併せて整備する場合は、4,240万円)

(イ) (ア)以外の地域交流スペース 2,830万円(地域交流スペースと一体的に設置される設備を併せて整備する場合は、2,981万円)

(3) 第2第2項各号(第3号を除く。)に掲げる障がい者福祉施設の区分に応じ、当該各号に規定する施設整備(大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備及び応急仮設施設整備の施設整備に限る。) 次に定める額を比較していずれか低い額に4分の3を乗じて得た額

ア 厚生労働省要綱別表1-6の左欄に掲げる種目ごとに当該中欄に定める基準額と当該右欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか低い額

イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(4) 第2第2項第3号に掲げる障がい者福祉施設の区分に応じ、同号に規定する施設整備 次に定める額を比較していずれか低い額

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、子ども家庭庁要綱第8第4号イ(ア)に規定する合計基礎点数に1,000円を乗じた額(以下「交付基礎額」という。)

イ アにより算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和7年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 当該補助金による整備の要望があった障がい者福祉施設の数

(2) 当該補助金により整備された障がい者福祉施設の数

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

制定文 抄

令和2年6月25日から適用する。

改正文 (令和4年告示第144号抄)

令和4年4月1日から施行する。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 見積書の写し 5 事業内容の分かる書類（工事図面、所在地図等） 6 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第9条第1項	1 補助事業変更承認申請書 2 その他市長が必要と認める書類	1 部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1 部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 事業結果の分かる書類（完成写真、報告書等） 5 その他市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部	事業完了後15日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1 部	補助金額確定通知書の受領後15日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1 部	前金払を受けようとする日の30日前
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1 部	別に定める。